

参 考

総合数値の算定方法と格付基準について

1 総合数値の算定方法

土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び水道管工事の総合数値は、建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けて算出された総合評定値（以下「総合評定値」という。）を基礎数値として、次に定める方法により行うものとする。

$$\text{総合数値} = \text{総合評定値} + \text{主観項目配点}$$

《主観項目》

項目	配点
①直近 2 年度に完成した工事成績の平均点	-70 点～70 点 (平均点以上を加点、平均点の-10 点未満を減点)
②直近 2 年度の優良工事表彰	1 ヶ年度：30 点、2 ヶ年度：50 点
③IS09001、IS014001 又はエコアクション 21 の認証取得	IS09001…10 点 IS014001 又はエコアクション 21 どちらかを取得…10 点
④障害者雇用	10 点
⑤入札参加停止	・入札参加停止月数×-10 点 ・警告・注意（文書・口頭）-5 点
⑥浜松市と災害協定締結	10 点
⑦直近 2 年度における緊急対応のための夜間待機及び休日待機の実績（水道管に適用）	・夜間待機：基礎点 10 点+実績加算点（0 点～20 点） ・休日待機：10 点
⑧ 2（3）年間の完成工事高	経審結果における 2（3）年間の完成工事高がない場合 …-50 点
⑨暴力団等排除の取り組み	10 点
⑩再犯防止の取り組み	10 点
⑪マイナンバーカード取得の取り組み	10 点

(注)

- ① 浜松市における直近 2 年度の 500 万円以上の完成工事成績を対象に、個別業種の平均点以上を加点、また平均点から 10 点を減じた点数未満を減点するものとし、最大加点 70 点、減点 70 点とする。なお、平均点は小数点第 2 位まで求めるものとし、第 3 位を四捨五入する。（経常建設共同企業体の場合は、全ての構成員の工事成績の平均点に基づき算定する。）
- ② 浜松市において直近 2 年度に優良工事表彰を受けた工種（経常建設共同企業体の場合は、全ての構成員を対象とする。）
- ③ 審査申請時における取得状況（経常建設共同企業体の場合は、代表者を対象とする。）

- ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、報告義務のある事業主で法定雇用数以上の雇用：10点
上記の義務のない事業主で雇用：10点
(経常建設共同企業体の場合は、代表者を対象とする。)
- ⑤ 浜松市における直近2年度の入札参加停止の状況(経常建設共同企業体の場合は、各構成員の和とする。)
- ⑥ 令和4年度までに浜松市と協定締結済であること。ただし、追加申請の場合は申請時の状況。
(経常建設共同企業体の場合は、代表者を対象とする。)
- ⑦ 令和5年4月1日時点で浜松市水道工事課の夜間待機緊急対応名簿に掲載のあること。(経常建設共同企業体の場合は、代表者を対象とする。)
- ⑧ 入札参加資格審査申請時の経審結果を基準とする。(経常建設共同企業体の場合は、各構成員の和とする。)
- ⑨ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」に基づく不当要求防止責任者の選任届を提出し、入札参加申請の基準日前2年間に責任者講習を受講した場合、10点とする。(経常建設共同企業体の場合は、代表者を対象とする。)
ただし、令和5・6年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止対応により加点対象としない。
- ⑩ 再犯防止の取り組みとして静岡保護観察所に「協力雇用主」の登録をされている場合、10点とする。(経常建設共同企業体の場合は、代表者を対象とする。)
- ⑪ 令和5・6年度の格付に限り、雇用期間に定めのない浜松市民の常勤職員(法人においては常勤の役員を、個人においては事業主を含む。以下「常勤職員」とする。)のうち、マイナンバーカード取得者(以下「取得者」とする。)の割合が80%以上(小数点以下切り捨て)の事業者に対し、10点とする。ただし、本加点は申請事業者の宣言によることから、虚偽記載が判明した場合、その時点から当該申請期間において格付け点数を▲20点とする。(経常建設共同企業体の場合は、代表者を対象とする。)

2 格付基準

業種	等級	令和5・6年度 総合数値		令和3・4年度 総合数値	
		以上	未満	以上	未満
土木一式 (上下水道含む)	A	900	～	900	～
	B	750	～ 900	750	～ 900
	C	600	～ 750	600	～ 750
	D		～ 600		～ 600
建築一式	A	900	～	900	～
	B	750	～ 900	750	～ 900
	C	600	～ 750	600	～ 750
	D		～ 600		～ 600
電気	A	850	～	850	～
	B	700	～ 850	700	～ 850
	C		～ 700		～ 700
管	A	850	～	850	～
	B	700	～ 850	700	～ 850
	C		～ 700		～ 700
水道管	A	850	～	850	～
	B	700	～ 850	700	～ 850
	C		～ 700		～ 700

※前回から変更なし